

建設工事及び建設業関連業務委託に関する入札・契約制度の改正について

平成31年 4月 1日

静岡市財政局財政部契約課

平成31年度から、下記のとおり入札・契約制度を改正するのでお知らせします。

なお、詳細な説明については、平成31年 4月19日開催予定の事業者向け説明会において実施します。

記

1 静岡市建設工事執行規則等の改正による各種書類の見直し

受注者、発注者双方の事務負担軽減のため、提出書類等について見直す。

(1) 下請負人通知書の提出時期を施工体制台帳等と同時とし、重複する添付書類を省略する。

下請負人通知書の記載事項は「建設工事を直接請け負う下請」の下請額とし、再下請や建設工事を請け負わない者（警備会社等）は記載不要とする。

(2) 「着手届」の提出を省略する。

工事の着手期限を、「請負契約締結の日から 14 日以内」から「契約締結後、速やかに」に改める。（共通仕様書等により、「特別の事情がない限り、工事始期日以降 30 日以内」とする。）

(3) 主任技術者等通知書の提出期限を明確に定める。「請負契約締結日から 14 日以内」

(4) 建設業退職金共済制度の掛金収納書の提出時期を「契約締結時」から「契約締結後 1 ヶ月以内」に改める。

改正する提出書類一覧

名称	提出期限	備考
着手届 ※省略	請負契約締結の日から 14 日以内	着手期限が工事始期日以降 30 日以内となるため、施工計画書の提出期限についても延長となる。
下請負人通知書 ※様式変更	下請契約締結時	記載内容を一次下請業者のみに変更 施工体制台帳等を添付し、重複する提出書類の省略
主任技術者等通知書 ※様式変更	着手前 請負契約締結日から 14 日以内	「工期」「請負代金額」等の記載欄を追加 現場代理人の兼務要件見直しに伴う変更
工事月報 ※様式変更	毎月 10 日まで	押印者を「代表者」から「現場代理人」に変更
工事記録簿 ※様式変更	完成時	「曜日」の記載欄を追加
掛金収納書 ※提出様式を作成	契約時（変更含む） 契約締結後 1 ヶ月以内	・提出先を発注課に変更 ・変更契約時の提出は省略（追加購入時の提出も不要）

2 災害発生時における応急工事の契約方法の見直し

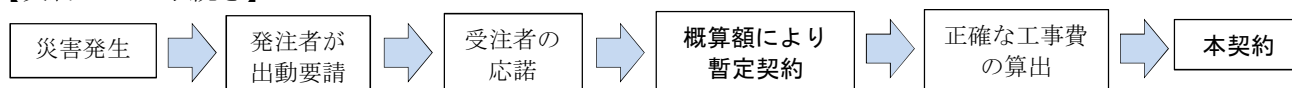
緊急対応が必要となる応急工事に関し、契約手続きの簡略化と時間短縮を図る。

(1) 応急出動要請後、早期に概算金額による「暫定契約」を締結する。

(2) 工事量が確定した段階で再度見積徴取し、暫定契約に基づく本契約を締結する。

(3) 応急工事の契約保証は免除する。

【契約までの手続き】



3 予定価格の公表時期（入札執行前の公表を事前、落札者決定後の公表を事後という。）

(1) 建設工事は、事前と事後の併用とする。

事後とする案件は、総合評価方式で発注する案件、A等級を対象として発注する案件、その他事後が適当と判断した案件とする。ただし、事前が適当だと判断した場合は除く。

(2) 建設業関連業務委託は、現在全て事前としているが、事前と事後のどちらが適正な入札となるかを検証するため、全体の4割程度を事後とする。

4 現場代理人を兼任できる工事の金額要件の見直し

現場代理人を兼任できる工事の金額要件の判断を、「予定価格」から「請負代金額」に見直す。

現場代理人を兼任できる条件

(1) 同一の者を現場代理人として配置できる工事は2件までとし、いずれも静岡市（上下水道局含む。）発注工事であること。

(2) 請負代金額が、いずれも3,500万円未満の工事であること。

(3) 兼任する工事現場間を概ね1時間以内で移動できること。

5 静岡市入札参加停止等措置要綱運用基準の改正

入札参加停止等措置の運用に関して明文化していないものを追記するとともに、過去事例や他都市の運用を考慮した基準に改正する。主な改正事項は次のとおり。

(1) 受注者の責により契約解除となった場合の入札参加停止期間は「2月」とする。

(2) 工事事故において、被害程度が大きくなると予想されるもの（高圧・特別高圧電線、導水管、送水管、ガス管）については、特に注意を要するものとし、被害状況の「軽微」は適用しない。

6 仮契約解除基準の見直し

次のとおり仮契約を解除しない基準を設ける。

仮契約を締結した場合において、本契約を締結するまでの間に、仮契約の相手方が静岡市入札参加停止措置等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けたときは、仮契約を解除する。

ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではない。

(1) 静岡市入札参加停止措置等措置要綱別表第1第5項又は第6項の措置要件に該当する場合で、死亡者が生じていないとき、又は損害が重大でないとき。（公衆損害事故）

(2) 静岡市入札参加停止措置等措置要綱別表第1第7項又は第8項の措置要件に該当する場合で、死亡者が生じていないとき。（履行関係者の事故）

以上